資料２－４

愛知目標達成のための侵略的外来種リスト

の掲載種選定手順について

※赤字下線部は平成 24 年度第２回侵略的外来種リスト会議資料からの修正点

＜掲載種選定手順フロー（案）＞

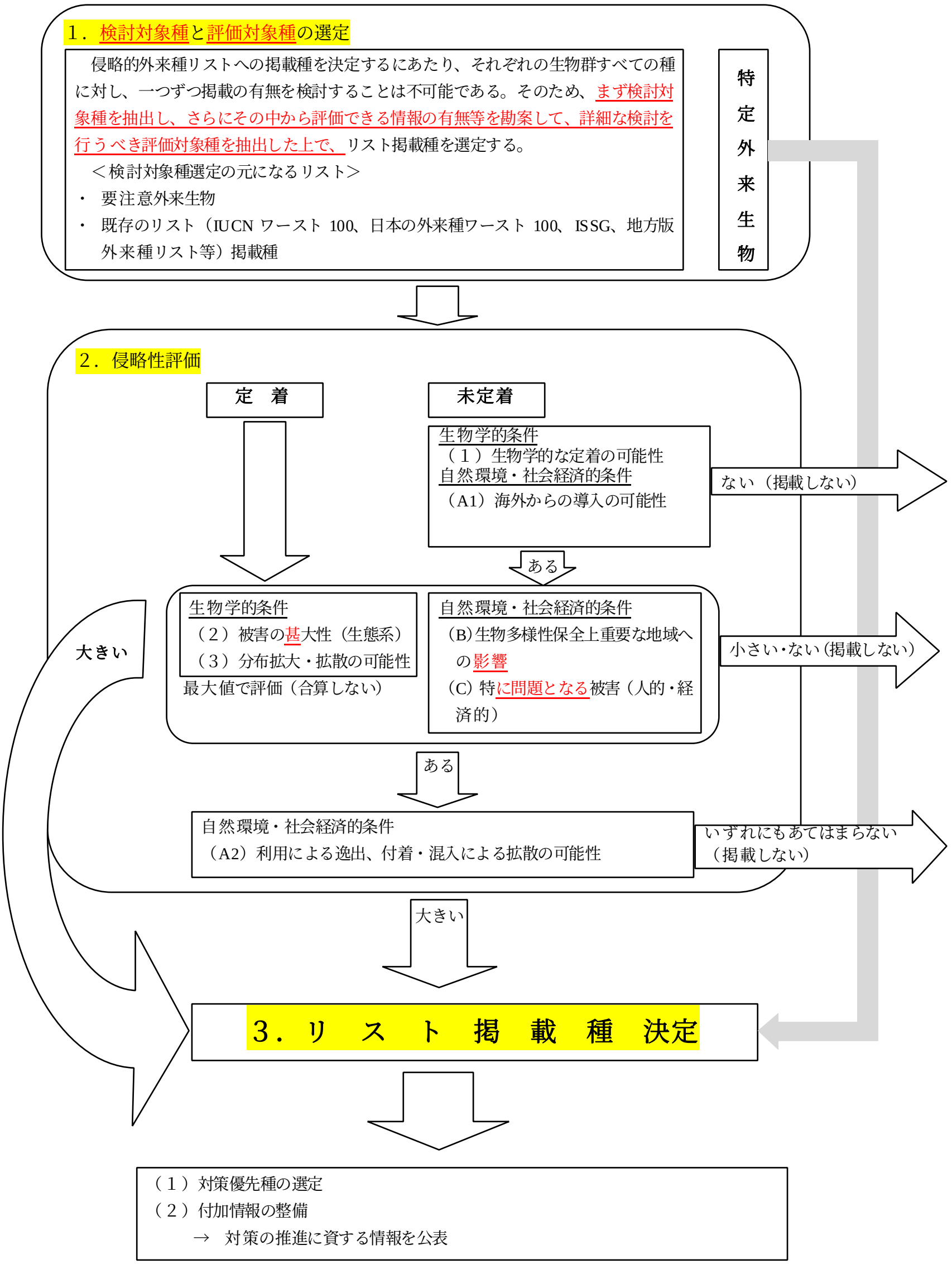

選定基準の詳細メモ

＜侵略性の評価全般＞

- 客観性を保つため、評価の根拠文献、情報元を明記する。
- 予防が効果的な外来種対策では早期の判断が必要なため、「生態系への悪影響」を明記していないが悪影響を推測できる文献情報や海外文献も取り入れ評価を進める必要がある。
- 掲載については、社会的影響が懸念される場合には、リストの注釈、気をつけるべき内容等を加えた公表方法を検討会で整理することとし、リストの選定については「客観的にリスクを評価」する方針とする。

＜侵略性の評価基準＞

生物学的条件

(1) 生物学的な定着の可能性	生態的特性から定着の可能性を評価する。 気候適合性、環境適合性については、分布域の北上、温暖化、ヒートアイランド等の影響を考慮する必要がある。	・既に国内に定着しているもの＝定着あり ・下記①～④にあてはまり潜在的に定着の可能性が高いもの＝可能性あり ①気候適合性：亜熱帯、暖温帯、冷温帯、亜寒帯に生育・生息する ②環境適合性：森林、草原、湿地、乾燥地（河川、海岸など）、塩湿地、荒地、河川、湖沼、農耕地、都市などに生育/生息する ※自然生態系への影響を優先する場合は農耕地・都市以外のものに絞る。 ③繁殖特性：国内の環境下で繁殖（有性・無性含む）。多量のシードバンクを形成する。 ④食性：国内に餌が存在する
(2) 被害の甚大性	生態系被害の可能性に関する情報から、被害の甚大性を評価する。 潜在的な被害の甚大性の観点から、国内における被害報告だけでなく、海外における被害報告、重要な生息・生育環境における定着・優占の可能性を考慮する必要がある。 固有種や希少種、もしくは重要な生態系や生物群集に被害を与えているかどうかも情報として重視する。	・下記①～④のいずれかにあてはまるもの＝被害の甚大性あり ①競合：希少種、有用種、生態系を構成する主要な在来種との競合が国内・外で報告されているか、同一の資源（餌・環境）を利用する。国内外の重要な生息・生育環境で高密度化、優占が知られている。他種の生育を阻害する。 ②交雑：国内に同属・近縁の在来種が存在し、交雑の可能性がある。 ③捕食：国内外の情報から在来種を大量に捕食する可能性があると判断される。 ④生態系の改変：新たなニッチに定着し、食物連鎖を改変する可能性がある。在来種の生育しにくい環境（礫河原、海浜、干潟、貧栄養湿地等）に定着し、密生する可能性がある。河川、沿岸において砂の堆積を促進する、生育地を富栄養化させる可能性がある。

（3）分布拡大・拡散の可能性	侵入･定着した場合に分布拡大･拡散しやすいと予想される種は､優先的にリストに掲載する。	・下記のいずれかにあてはまるもの＝分布拡大・拡散の可能性が高い ①種子の散布距離が大きい（風散布、水散布、もしくは動物散布の中で種子散布距離が大きいものが国内に存在する）または、動物にあっては移動能力が高い。 ②繁殖力が強く、国内外の例から分布拡大の抑制が困難と予想される。 ③散布体が小さい、物陰に隠れる性質があるなど、発見が困難である。 ④気候・環境に適合し、分布拡大の可能性が高い ⑤自然環境下で個体群が永続的に維持される

自然環境・社会経済的条件

（A1）海外からの導入の可能性	非意図的な付着等による導入も含め、利用を通して国内への導入・定着の潜在的可能性が高いと判断されるもの	①生体、散布体で大量に輸入されている、又は今後大量に輸入される可能性が高いもの。 ②大量に輸入されている物資等に非意図的に混入・付着している可能性が高いもの。
（A2）利用による逸出、付着・混入による拡散の可能性	非意図的な付着等による拡散も含め、利用方法や管理実態等から拡散の潜在的可能性が高いと判断されるもの	（利用による逸出・拡散） ①国内で、生き餌、実験試料等として生体、散布体で大量に使用されているもの。 ②野外での飼育・放流・播種が行われており、拡散の危険性が高いもの。 ③管理放棄の起こりやすさや、管理の困難性等から逸出の危険性が高いもの （非意図的な混入・付着による拡散） ④流通する物資等に非意図的に混入・付着している可能性が高いもの。
（B）生物多様性保全上重要な地域への影響	国立公園等の生物多様性の保全上重要な地域において重大な影響を与える可能性があるもの。	国立公園や世界自然遺産地域等の原生的自然や固有種・絶滅危惧種の生息・生育する地域等我が国の生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し、生物多様性に重大な影響を与える可能性があるもの。
（C）特に問題となる被害	野外に定着した場合に特に人的被害や経済的被害が大きいと予想されるもの。	①人体に対する強力な毒を有する等、人的被害が大きいと予想されるもの ②国内外の事例から、野外に定着した場合に、農林水産業、社会経済等に甚大な影響を与える可能性があり特に対応が必要となるもの

＜対策優先種の選定＞

対策優先種の選定基準（案）

対策優先種の選定に当たっては、「外来種被害防止行動計画（仮称）」における対策の優先度の考え方に基づき、被害の深刻度に関する基準として以下の①～④のいずれかに該当するとともに、あわせて⑤として対策の実効可能性も考慮して総合的に評価・判断する。

①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である
②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し、生態系に被害を及ぼす可能性が高い
③絶滅危惧種等の生息・生育に重大な被害を及ぼす可能性が高い
④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす
⑤防除手法を検討可能で、対策の目標を立て得る（未定着の場合は侵入又は定着の予防・阻止、定着初期の場合は分布拡大の阻止や根絶、分布拡大期は分布拡大の抑制や地域的根絶又は影響低減、まん延期には保全上重要な地域への侵入阻止や長期的視点からの影響低減など、各定着段階に応じた対策の目標により検討する。なお、定着初期であって早期の根絶が可能と考えられるものは、根絶を目標として対策を促すことが特に重要であることから、対策優先種の選定において重視する）